

○深谷市地域生活支援事業実施要綱

平成19年8月13日告示第183号

改正

平成21年2月26日告示第35号

平成24年3月30日告示第94号

平成25年3月29日告示第78号

平成26年2月12日告示第17号

平成27年3月30日告示第54号

平成29年3月31日告示第78号

令和4年1月5日告示第4号

深谷市地域生活支援事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第3項の規定に基づき市が実施する地域生活支援事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

**第2条** この告示において使用する用語は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において使用する用語の例による。

(事業内容)

**第3条** 市が実施する地域生活支援事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付等事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業

(10) 地域活動支援センター事業

(11) 福祉ホーム事業

(12) 訪問入浴サービス事業

(13) 知的障害者職親委託制度

(14) 日中一時支援事業

(15) 社会参加促進事業

(16) デイサービス事業

(サービスの利用対象者)

**第4条 地域生活支援事業によるサービスを受けることができる障害者又は障害児の保護者（以下「障害者等」という。）**は、次に掲げる者であって、地域生活支援事業ごとに市長が定めたものとする。

(1) 市内に居住地（居住地を有しないとき、又は明らかでないときは、現在地）を有する障害者等（他の市町村（特別区を含む。）から指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、特定施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居している障害者等を除く。）

(2) 市から指定障害福祉サービス等又は基準該当障害福祉サービスに対する介護給付費、訓練等給付費、特例介護給付費又は特例訓練等給付費の支給を受け、市の区域外に設置されている特定施設に入所し、又は共同生活援助を行う住居に入居している障害者等

(サービスの利用申請)

**第5条 地域生活支援事業によるサービスを受けようとする障害者等は、別に定めるところにより市長に申請しなければならない。**ただし、市長が別に定める地域生活支援事業については、この限りでない。

(サービスの利用決定)

**第6条 市長は、第3条第9号、第12号、第14号又は第16号の地域生活支援事業に係る申請があつたときは、地域生活支援事業の種類ごとに月又は年を単位として12箇月を超えない範囲において、地域生活支援事業によるサービスの量を定め、利用の決定（以下「利用決定」という。）を行うものとする。**

2 市長は、利用決定に当たり、地域生活支援事業によるサービスの提供事業者及び提供場所を指定することができる。

3 市長は、利用決定を行ったときは、利用決定を受けた者（以下「利用者」という。）に対し地

域生活支援サービス受給者証（様式第1号。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（利用決定の変更）

**第7条** 利用者は、現に受けている利用決定に係る地域生活支援事業の種類、サービスの量その他別に定める事項を変更する必要があるときは、市長に対し、当該利用決定の変更を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請により必要があると認めたときは、利用決定の変更の決定を行うことができる。

（利用決定の取消し）

**第8条** 市長は、次に掲げる場合は、利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が地域生活支援事業によるサービスを受ける必要がなくなったと認められるとき。
- (2) 利用者が他の市町村の区域内に居住地を有するに至ったと認めるととき。
- (3) その他市長が利用決定を取り消すことが必要であると認めたとき。

（受給者証の再交付）

**第9条** 利用者は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、地域生活支援サービス受給者証再交付申請書（様式第2号）により、市長に受給者証の再交付を申請することができる。

2 利用者は、受給者証の再交付を受けた後において、失った受給者証を発見したときは、速やかにこれを市長に返還しなければならない。

（地域生活支援給付費の支給等）

**第10条** 市長は、利用者が利用決定の有効期間内において、市長が指定する地域生活支援事業によるサービス（第3条第9号、第12号、第14号又は第16号に掲げるものに限る。）の提供事業者（以下「地域生活支援事業者」という。）から当該利用決定に基づく地域生活支援事業によるサービス（以下「地域生活支援サービス」という。）を受けたときは、当該利用者に対し、当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費を支給する。

2 利用者は、地域生活支援サービスを受けようとするときは、地域生活支援事業者に受給者証を提示するものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

3 地域生活支援給付費の額は、地域生活支援サービスの利用ごとに算出し、別表に定める地域生活支援サービスに要した費用の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）から当該費用に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を控除した額とする。

4 利用者が、同一の月に受けた地域生活支援サービスに要した費用の額の合計額から、前項の規定により算定された当該同一の月における地域生活支援給付費の合計額を控除して得た額が、次の各号に掲げる当該障害者等の属する世帯の区分に応じ、当該各号に定める額（以下「負担上限月額」という。）を超えるときは、前項の規定にかかわらず、当該同一の月における地域生活支援給付費の額は、当該地域生活支援サービスに要した費用の額の合計額から、負担上限月額を控除して得た額とする。

(1) 次号及び第3号に掲げる者以外の者 37,200円

(2) 利用者であって、次に掲げる者に該当するもの（次号に掲げる者を除く。） 9,300円

ア 利用者（18歳未満の者に限る。）及び当該利用者と同一の世帯に属する者について地域生活支援サービスのあった月の属する年度（地域生活支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。イ及び次号において同じ。）の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。イにおいて同じ。）の額（同法第314条の7並びに附則第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。イにおいて同じ。）を合算した額が28万円未満であるもの

イ 利用者（18歳以上の者に限る。）及び当該利用者と同一の世帯に属するその配偶者について地域生活支援サービスのあった月の属する年度（地域生活支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が16万円未満であるもの

(3) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者（利用者が18歳以上の場合にあっては、その配偶者に限る。）が地域生活支援サービスのあった月の属する年度（地域生活支援サービスのあった月が4月から6月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）を課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）である場合における当該利用者又は利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が地域生活支援サービスのあった月において被保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者をいう。）若しくは要保護者（同条第2項に規定する要保護者をいう。）である者で、前2号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を負担上限月額としたならば、保護（同法第2条に規定する保護

をいう。) を必要とする状態となるものであつて、この号に定める額を負担上限月額としたならば保護を必要としない状態となるもの 0円

5 利用者（障害児の保護者を除く。以下この項について同じ。）が、当該利用者と同一の世帯に属する者（当該利用者の配偶者を除く。）の扶養親族（地方税法第23条第1項第8号に規定する扶養親族をいう。）及び被扶養者（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）（これらの法律が他の法律によつて準用される場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による被扶養者をいう。）に該当しないときは、利用者と同一の世帯に属する者を、当該利用者と同一の世帯に属するその配偶者のみであるものとすることができます。

6 災害その他の市長が定める特別の事情により、地域活動支援サービスに要する費用を負担することが困難であると市長が認めた利用者が受けける地域生活支援給付費の額は、第3項の規定にかかわらず、当該地域生活支援事業に要した費用の額から当該費用に市長が定める割合を乗じた額を控除した額とする。

7 地域生活支援事業者は、利用者の依頼を受けて、当該利用者が同一の月に当該地域生活支援事業者が提供する地域生活支援サービス及び他の地域生活支援サービスを受けたときは、これらの地域生活支援サービスに要した費用の額からこれらの地域生活支援サービスにつき第3項の規定により算定された地域生活支援給付費の額を控除して得た額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該地域生活支援事業者は、利用者負担額合計額を市長に報告するとともに、当該利用者及び他の地域生活支援サービスを提供了した地域生活支援事業者に通知しなければならない。

（地域生活支援事業者の登録等）

**第11条** 地域生活支援事業者は、地域生活支援サービスの種類ごと及び当該地域生活支援サービスを行う事業所ごとに、市長の登録を受けなければならない。

2 登録を受けようとする者は、地域生活支援サービスを行う事業所ごとに、地域生活支援事業所登録申請書（様式第3号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる事項を記載した書面を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等
- (2) 事業所の平面図及び設備の概要
- (3) 建物の構造概要及び設備の概要（日中一時支援事業によるサービスを行う事業所に限る。）
- (4) 運営規程

- (5) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (6) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (7) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (8) 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容
- (9) 当該申請に係る事業に係る地域生活支援事業費の請求に関する事項
- (10) 従業者の有する資格を証する書面の写し
- (11) その他登録に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、地域生活支援事業者が、市長が別に定める地域生活支援サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を満たし、かつ、当該基準に従って地域生活支援サービスの事業を継続的に運営することができると認める場合に登録を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により登録をしたときは、速やかに、地域生活支援事業所登録通知書（様式第4号）により、当該登録を受けた地域生活支援事業者（以下「登録事業者」という。）に通知するものとする。

5 登録事業者は、次の各号に定める事項に変更があったときは、速やかに、地域生活支援事業所登録申請事項変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名及び住所
- (3) 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書

6 前項の規定による届出であって、地域生活支援サービスの利用者の定員の増加に伴うものは、当該地域生活支援サービスに係る従業者の勤務の体制及び勤務形態を記載した書類を添付しなければならない。

7 登録事業者は、当該地域生活支援サービスの事業を廃止し、休止し、又は再開したときは、速やかに、地域生活支援サービス廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（契約の内容の報告等）

**第12条** 登録事業者は、当該地域生活支援サービスの内容、利用者に提供することを契約した地域生活支援サービスの量（以下「契約支給量」という。）その他必要な事項（以下「受給者証記載事項」という。）を当該利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該利用者の支給量を超えてはならない。

3 地域生活支援事業者は、地域生活支援サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項報告書（様式第7号）により、遅滞なく、市長に報告しなければならない。

4 前項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（地域生活支援給付費の請求）

**第13条** 地域生活支援給付費を請求しようとする者は、地域生活支援給付費請求書（様式第8号）

以下「請求書」という。）に、当該利用者が地域生活支援サービスの提供を受けた登録事業者が発行した地域生活支援給付費明細書（様式第9号。以下「明細書」という。）及び地域生活支援事業サービス提供実績記録票（様式第10号。以下「記録票」という。）を添えて市長に請求しなければならない。

（地域生活支援給付費の代理受領）

**第14条** 登録事業者は、あらかじめ、地域生活支援給付費の代理受領について、地域生活支援給付費の代理受領に係る申出書（様式第11号）により市長に申し出ている場合において、利用者が当該登録事業者から地域生活支援サービスを受けたときは、当該利用者からの委任に基づき、当該利用者が支払うべき当該地域生活支援サービスに要した費用について、地域生活支援給付費として当該利用者に対し支給されるべき額の限度において、当該利用者に代わり、支払を受けることができるものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、利用者に対し、地域生活支援給付費の支給があったものとみなす。

3 市長は、第1項の規定により代理受領に係る申出書を提出した事業者（以下「代理受領事業者」という。）から地域生活支援給付費の請求があったときは、算定基準に照らして審査の上、支払うものとする。

4 代理受領事業者は、その提供した地域生活支援サービスについて、第1項の規定により利用者に代わって地域生活支援給付費の支払を受ける場合は、当該地域生活支援サービスを提供した際に、当該利用者から利用者負担額として、地域生活支援サービスに要する費用の基準額から当該事業者に支払われる地域生活支援給付費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

5 代理受領事業者は、地域生活支援サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、当該支払をした利用者に対し、領収証を交付しなければならない。

6 前項の領収証には、地域生活支援サービスについて、利用者から支払を受けた費用の額のうち、地域生活支援給付費に係るもの及びその他の費用の額を区分して記載し、当該その他の費用の額については、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければならない。

(磁気ディスク等を用いた請求)

**第15条** 代理受領事業者は、第13条の規定にかかわらず、請求書、明細書及び記録票に代えて、これらに記載すべき事項を、磁気ディスク、光ディスクその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記録したもののうち市長が適當と認めるものにより、地域生活支援給付費を請求することができるものとする。

(地域生活支援給付費の請求日)

**第16条** 地域生活支援給付費の請求は、各月分について翌月15日までに行わなければならない。

(地域生活支援給付費の支払)

**第17条** 市長は、地域生活支援給付費の請求があったときは、当該請求内容を審査の上、支払うものとする。

(報告等)

**第18条** 市長は、地域生活支援給付費に関して必要があると認めるときは、当該地域生活支援給付費に係る地域生活支援サービスを行う登録事業者若しくは登録事業者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該地域生活支援サービスの事業を行う事業所若しくは施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(その他)

**第19条** この告示に定めるもののほか、市が実施する地域生活支援事業について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則（平成21年2月26日告示第35号）

この告示は、公示の日から施行する。

### 附 則（平成24年3月30日告示第94号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

### 附 則（平成25年3月29日告示第78号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

## 附 則（平成26年2月12日告示第17号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 附 則（平成27年3月30日告示第54号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

## 附 則（平成29年3月31日告示第78号）

この告示は、公示の日から施行する。

## 附 則（令和4年1月5日告示第4号）

(施行期日)

1 この告知は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の深谷市地域生活事業実施要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第10条関係）

事業名	地域生活支援サービスに要する費用の額		摘要
移動支援事業を伴う	身介護を伴わな	所要時間30分以内	2,300円
		所要時間30分を超える場合	4,000円
	身介護を伴わな	所要時間1時間以内	5,800円
		所要時間1時間を超える場合	5,800円に30分を増すごとに、820円を加えた額
	身介護を伴わな	所要時間30分以内	800円
		所要時間30分を超える場合	1,500円
	身介護を伴わな	所要時間1時間以内	2,250円
		所要時間1時間を超える場合	2,250円に30分を増すごとに、750円を加えた額

	い			
訪問入浴 サービス 事業	い	入浴 1回当たり	12,400円	
日中一時 支援事業 (1日当 たり)	障害者	(障害者支援施設等で実施した場 合)		左記の金額に次に掲げる割合を 乗じて得た金額とする。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4時間以内の場合 100分の25</li> <li>・ 4時間を超え8時間以内の場合 100分の50</li> <li>・ 8時間を超える場合 100分の75</li> </ul> <p>低所得者の食事提供加算 680円</p> <p>*医療機関において、医療が必要と 認められた遷延性意識障害者等 に対して提供した場合に適用す る。</p>
		地域生活支援区 分1	8,900円	
		地域生活支援区 分2	6,240円	
		地域生活支援区 分3	4,900円	
		(療養介護に併設で実施した場合)		
		療養介護対象者	24,000円	
		その他*	14,000円	
	障害児	(障害者支援施設等で実施した場 合)		
		地域生活支援区 分1	7,570円	
		地域生活支援区 分2	5,930円	
		地域生活支援区 分3	4,900円	
		(療養介護に併設で実施した場合)		
		療養介護対象者	24,000円	
		その他*	14,000円	
デイサー ビス事業 (1日当	所要時間4時 間以内	地域生活支援区 分1	2,770円	低所得者の食事提供加算 420円 入浴介助加算 1日400円
		地域生活支援区	2,520円	送迎加算 片道540円

たり)		分 2		
		地域生活支援区分 2	2,260円	
		分 3		
	所要時間 4 時間を超える場合 間以内	地域生活支援区分 1	4,620円	
		地域生活支援区分 2	4,190円	
		地域生活支援区分 3	3,780円	
	所要時間 6 時間を超える場合	地域生活支援区分 1	6,000円	
		地域生活支援区分 2	5,460円	
		地域生活支援区分 3	4,910円	

#### 備考

- 1 日中一時支援事業欄及びデイサービス事業欄の各区分に該当する障害の程度は、次のとおりとする。
  - (1) 地域生活支援区分 1 食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
  - (2) 地域生活支援区分 2 食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作について一部介助を必要とする程度又はこれに準ずる程度
  - (3) 地域生活支援区分 3 地域生活支援区分 1 及び地域生活支援区分 2 に該当しない程度
- 2 地域生活支援事業者が利用者負担額合計額の管理を行った場合には、利用者負担上限管理加算として 1 月につき 1,500 円を加算する。

## 様式第1号（第6条関係）

様式第1号(第6条関係)

(一) 地域生活支援サービス受給者証		
受 給 者	番号	
	居住地	
	フリガナ	
	氏名	
生年月日		
児 童	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	
交付年月日		
支給市名及び印	深谷市	

(二) 支給決定の内容		
	支給決定期間	年月日から 年月日まで
	支給量	時間／月
	支給決定期間	年月日から 年月日まで
	支給量	日／月
	支給決定期間	年月日から 年月日まで
	支給量	回／月
	利用決定期間	年月日から 年月日まで

(三) 地域生活支援サービス事業者記入欄	
事業者及びその事業所の名称	
契約支給量	事業者確認印
契約日	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
事業者及びその事業所の名称	
契約支給量	事業者確認印
契約日	
当該契約支給量によるサービス提供終了日	
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量	
利用者負担割合	1割
利用者負担月額上限額	円
特記事項欄	

(四) 地域生活支援サービス事業者記入欄		
事業者及びその事業所の名称		事業者確認印
契約支給量		
契約日		
当該契約支給量によるサービス提供終了日		
サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
事業者及びその事業所の名称		事業者確認印
契約日		
契約終了日		

### 注意事項

- 1 地域生活支援事業を行う事業所から地域生活支援事業に係るサービス(以下「地域生活支援サービス」という。)を受けようとするときは、この証を当該事業所へ提示してください。
- 2 地域生活支援サービスを受けるときに支払う金額は、市長が別に定めた各地域生活支援サービスに要する額の1割です。ただし、負担軽減措置対象者については利用者負担軽減割合を適用した額となります。
- 3 支給決定期間を経過したときは、地域生活支援事業費の支給を受けられませんので、支給決定期間を経過する前に、市町村にこの証を添えて、再申請してください。
- 4 支給量を変更する必要がある場合は、支給量の変更の申請をすることができます。
- 5 この証の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、その旨を届け出してください。
- 6 支給決定期間内に、居住地を他の市町村の区域に移すと、この証は使えなくなります。
- 7 居住地を移そうとする場合は、事前に、ご連絡、ご相談ください。
- 8 この証を破り、汚し、又は失ったときは、速やかに届け出て、再発行を受けてください。また、再交付を受けた後、失ったこの証を発見したときは、速やかに返却してください。
- 9 受給者の資格がなくなったときは、直ちに、この証を、返却してください。
- 10 不正にこの証を使用した者は、関係法令により処罰されることがあります。
- 11 支給決定の内容欄に記載されていない地域生活支援サービスについては、地域生活支援事業費の支給は受けられません。

地域生活支援サービス受給者証

深谷市

予備欄		
-----	--	--

様式第2号（第9条関係）

様式第2号（第9条関係）

### 地域生活支援サービス受給者証再交付申請書

深谷市長 あて

受給者証の再交付について申請します。

申請者	受給者証番号	申請年月日	年 月 日
	フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
	居 住 地		
フリガナ 再交付申請に 係る児童氏名	生年月日	年 月 日	
申 請 の 理 由			

※ 従前使用していた受給者証を添付すること(紛失の場合を除く。)。

申請書提出者が申請者本人以外の場合にのみ下の欄に記入すること。

フリガナ		本人と の関係	
氏 名			
住 所	(〒 一 ) 電話番号		

## 様式第3号（第11条関係）

様式第3号(第11条関係)

(表)

年　月　日

## 地域生活支援事業所登録申請書

深谷市長 宛て

申請者(設置者)

所在地

名 称

代表者

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する地域生活支援事業のサービス提供事業所の登録を行いたいので、次のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フ リ ガ ナ 事 業 所 の 名 称					
	主たる事務所の所在地	(〒 一 )				
	法 人 種 別			法 人 所 管 庁		
	連絡先 電 話 番 号			F A X 番 号		
	代 表 者 の 職 ・ 氏 名	職名		フ リ ガ ナ 氏 名		
	代 表 者 の 住 所	(〒 一 )				
登録を行おうとする事業所・施設の種類	フ リ ガ ナ 名 称					
	事業所(施設)の所在地	(〒 一 )				
	同一所在地において行う事業等の種類	実 施 事 業	登録申請を する事業等 の事業開始 予定年月日	障害福祉サービスの県指定を受けてい る事業等		
			実 施 事 業	事 業 の 登 録 年 月 日	事 業 所 番 号	
摘要						

## 備考

- 1 「法人種別」欄には、申請者が法人である場合に、社会福祉法人、医療法人、社団法人、財団法人、株式会社、有限会社等の別を記載してください。
- 2 「法人所管庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 3 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回及び既に登録を行っているものの事業の種類を記載してください。
- 4 「事業所番号」欄には、既に障害福祉サービス事業所としての県の指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。

(裏)

管 理 者 経 歴 書		
フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
住 所 (〒 一 )		
電話番号		
主 な 経 歴 等		
年 月 日 ~ 年 月 日	勤 務 先 等	職 務 内 容
資格の種類	資格取得年月日	
備 考(研修等受講の状況)		

サービス提供責任者経歴書		
フリガナ 氏 名	生年月日	年 月 日
住 所(〒 一 )		
電話番号		
主 な 経 歴 等		
年 月 日 ~ 年 月 日	勤 務 先 等	職 務 内 容
資格の種類	資格取得年月日	
備 考(研修等受講の状況)		

(別紙)

## 地域生活支援サービス提供事業所の登録に係る記載事項

受付番号
------

事業者	フリガナ					
	名称					
	所在地	(〒一)				
連絡先	電話番号			FAX番号		
管理者	フリガナ			住 所	(〒一)	
	氏名			住 所	(〒一)	
	地域生活支援サービス従事者等との兼務の有無		有・無			
	事業所等の名称					
兼務する職種及び勤務時間等						
当該事業の実施について定めてある定款等				第 条第 項第 号		
サービス 提供責任者	フリガナ 氏名			住 所	(〒一)	
従業者の職種・員数		地域生活支援サービス従事者		その他の従業者		
		専従	兼務	専従	兼務	
従業者数	常勤(人) 非常勤(人)					
基準上の必要人数(人)						
主な指示事項						
営業日						
営業時間						
サービスの種類		移動支援 訪問入浴サービス 日中一時支援 デイサービス				
主たる対象者		サービスの種類	主たる対象者			
利用料						
その他の費用						
通常の事業の実施地域						
その他参考となる事項		第三者評価の実施状況	している・していない			
		苦情解決の措置概要	窓口 (連絡先)		担当者	
		その他				
添付書類		別添のとおり(定款、寄附行為及びその登記事項証明書等、事業所平面図、建物構造・設備の概要、運営規程、利用者からの苦情を解決するために講ずる措置の概要、勤務体制・勤務形態一覧表、資産状況(貸借対照表・財産目録等)、医療機関の名称・契約内容、銀行等口座情報)				

## 備考

- 1 「受付番号」、「基準上の必要人数」欄には、記載しないでください。
- 2 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別葉に記載した書類を添付してください。
- 3 「主な掲示事項」欄には、その内容を簡潔に記載してください。
- 4 出張所等がある場合には、適宜付表を添付して記載してください。また、従業者については、本様式中に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。
- 5 「その他の費用」欄には、利用者に直接金銭の負担を求める場合のサービス内容等について記載してください。
- 6 「通常の事業の実施地域」欄には、市区町村名を記載することとし、当該区域の全部又は一部の別を記載してください。なお、一部の地域が実施地域である場合は適宜地図を添付してください。

様式第4号（第11条関係）

様式第4号(第11条関係)

地域生活支援事業所登録通知書

第                  号  
年      月      日

様

深谷市長

印

年    月    日付けで申請のあった地域生活支援サービスの事業を行う事業所の登録について、次のとおり登録したので通知します。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地

3 事業所番号

4 代表者氏名

5 地域生活支援サービスの種類

6 登録年月日

7 登録の有効期間

様式第5号（第11条関係）

様式第5号（第11条関係）

地域生活支援事業所登録申請事項変更届出書

年　月　日

深谷市長 あて

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 氏 名

次の登録申請事項を変更したので届け出ます。

事業所番号		
登録申請事項に 変更があった事業所	名 称	
	所 在 地	
	サービスの 種 類	
変更があった事項(番号に○をつけて下さい。)		変更の内容
1 事業所の名称	(変更前)	
2 事業所の所在地		
3 申請者の名称		
4 主たる事務所の所在地		
5 代表者の氏名及び住所		
6 定款・寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等(当該登録に係る事業に関するものに限る。)		
7 事業所の平面図及び設備の概要		
8 事業所の管理者の氏名及び住所		
9 事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所		
10 主たる対象者		
11 運営規程		
12 事業所の種別(併設型・空床型の別)		
13 併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員		
14 協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容		
15 知的障害者援護施設等との連携体制及び支援の体制の概要		
16 当該申請に係る事業の開始予定年月日		
17 併設する施設がある場合の当該併設施設の概要		
変更年月日	年　月　日	

備考 変更内容が確認できる書類を添付してください。

様式第6号（第11条関係）

様式第6号(第11条関係)

地域生活支援サービス廃止・休止・再開届出書

年　月　日

深谷市長 あて

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 氏 名

次のとおり地域生活支援サービスの(廃止・休止・再開)したので届け出ます。

事 業 所 番 号				
(廃止・休止・再開)をする事業所	名 称			
	所在			
(廃止・休止・再開)をした年月日		年　月　日		
(廃止・休止)をした理由				
現に地域生活支援サービスを受けていた者に対する措置(廃止・休止をした場合記入)				
休 止 予 定 期 間	年　月　日　～　年　月　日			

備考 事業の再開に係る届出にあっては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が当該事業の休止前と異なる場合には、勤務体制及び勤務形態を記載した書類を添付してください。

**様式第7号（第12条関係）**

様式第7号(第12条関係)

受給者証記載事項報告書

年　月　日

深谷市長 あて

所 在 地

事 業 所 名

代 表 者 氏 名

下記のとおり当事業者との契約内容(地域生活支援サービス受給者証記載事項)について報告します。

記

事 業 所 番 号	
-----------	--

報告対象者

受 給 者 証 番 号		
支給決定者(保護者等)氏名		支 給 決 定 に 係 る 児 童 氏 名

契約締結又は契約内容の変更による契約支給量等の報告

事業者記入欄の番号	サービス内容	契約支給量	契約日(又は契約支給量を変更した日)	理由
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
				<input type="checkbox"/> 1 新規契約 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)

既契約の契約支給量によるサービスの提供を終了した旨の報告

提供を終了した事業者記入欄の番号	提供終了日	提供終了月中の終了日までの既支給量	既契約の契約支給量でのサービスの提供を終了した理由
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)
			<input type="checkbox"/> 1 契約の終了 <input type="checkbox"/> 2 契約の変更(新たな欄への記載)

様式第8号（第13条関係）  
様式第8号(第13条関係)

地域生活支援給付費請求書

年　月　日

深谷市長　　あて

請求事業者	事業所番号	
	住 所 (所在地)	(〒　　一　　)
	電話番号	
	名 称	
	職・氏名	印

下記のとおり請求します。

			年			月分
--	--	--	---	--	--	----

請求金額	十億	百万	千	円
------	----	----	---	---

サービス内容 (事業名)	費用合計	深谷市請求額	利用者負担額

様式第9号（第13条関係）

様式第9号(第13条関係)

### 地域生活支援給付費明細書

受給者証番号		年		月分
支給決定者 (保護者等)氏名		事業所番号		
支給決定に係る 児童氏名		(〒一 ) 事業者及び その事業所 の名称		

#### 費用の額計算欄

サービス内容	サービス単価	算定回数	当月算定額	摘要
合計			①	

#### 利用者負担額等計算欄

利用者負担額等の内訳	当月算定額	摘要
利用者負担額	②	

当月地域生活支援事業費請求額 ①-②	円
--------------------	---

	枚中		枚
--	----	--	---

## 様式第10号（第13条関係）

様式第10号(第13条)

年 月分 地域生活支援事業サービス提供実績記録表

様式第11号（第14条関係）  
様式第11号(第14条関係)

地域生活支援給付費の代理受領に係る申出書

年　月　日

深谷市長　　　　　　あて

所在地

事業者名称

代表者氏名

次のとおり地域生活支援給付費の代理受領について申し出ます。

1 事業所の名称

2 事業所の所在地及び電話番号

3 事業所番号